# 髙和果公報

目 次

告	示					ページ
	◎高知県漁業調整規則によるさんご漁業	É				
	の許可等の制限措置	(	漁	業管:	理課)	
		4	$\langle 12 \rangle$	• 1	掲示〉	1
	◎高知県漁業調整規則による中型まき網	岩				
	漁業等の許可等の制限措置	(	(	"	)	
		4	( ))		$\rangle$	2
	告示	=				

#### 高知県告示第931号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第72号)第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和2年12月1日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁業 者の 数	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総 トン数
さん変業	0	操業区域 (4の操業 区域をい う。以下同 じ。) 1	4月1日から5月31日 まで及び9 月1日から 12月31日ま で	許可証に 記載され ている推 進機関の 馬力数	20トン未 満の範囲 にお可証に 許可載され ている船 が 船の総ト ン数
	0	操業区域 2	4月1日か ら5月31日 まで及び9 月1日から	許可証に 記載され ている推 進機関の	20トン未 満の範囲 において 許可証に

	12月31日まで	馬力数	記載され ている船 舶の総ト ン数
			ン数

2 漁業を営む者の資格

定めなし

- 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし
- 4 操業区域
- (1) 操業区域1

室戸市室戸岬町ビシャゴ碆から真方位154度0分の線以西及び室戸市室津港赤灯台と行当岬突端とを結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県海面。ただし、次に掲げる区域を除く。

- ア 水深200メートル以深の区域
- イ 距岸2海里以内の区域
- ウ ひこ礁の頂点を中心とする半径300メートルの円周内 の区域
- エ 北緯33度14分以北の区域
- (2) 操業区域 2

土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位135度0分の線以西の 高知県地先海面。ただし、次に掲げる区域を除く。

- ア 水深200メートル以深の区域
- イ 宿毛市沖の島南側(白岩宴碆共同漁業権境界基点と姫島されたお見通し線南廻り及び弘瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ツ碆頂上見通し線までの地先)の距岸1,000メートル以内の区域及びその他の海域(宿毛市沖の島北側、姫島、鵜来島及び蒲葵島を含む。)の距岸2,000メートル以内の区域
- ウ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度 0 分の線及び幡多郡大月町浅碆崎から真方位200度 0 分の線に囲まれた区域
- エ 幡多郡大月町勤崎から磁針方位315度 0 分の線以北の 区域
- オ 東経132度23分以西の区域
- カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度 0 分の線、北緯32 度41分の線及び東経122度56分の線に囲まれた区域

# 高知県告示第932号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の規定による漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第1号及び第2号に掲げる漁業並びに高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第72号)第4条第1項第5号から第15号までに掲げる漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和2年12月1日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

# 1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 を が き 船舶等 の数	漁業を営む 者の資格
火光利用 いわし、 あじ、さ ば中型ま き網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	20トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域1全体 で0)	定めなし
	操業区域1	5月1日か ら6月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域1全体 で0)	定めなし
しいらまき網	操業区域 2 (1)	4月1日か ら11月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域2全体 で0)	定めなし
	操業区域 2 (2)	3月1日か ら同月31日 まで及び12 月1日から 同月31日ま で	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域2全体 で0)	定めなし
	操業区域 2	3月1日か	許可証に記載	20トン未満の範	0	定めなし

	(3)	ら12月31日  まで	されている推 進機関の馬力 数	囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	(操業区 域2全体 で0)	
かんぱち 稚魚まき 網	操業区域 3 (1) 操業区域 3 (2) 操業区域 3 (3)	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	5	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

# (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

# (3) 操業区域

#### ア 操業区域1

# (ア) 操業区域1(1)

土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の高知県地先海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- a 幡多郡大月町柏島灯台とビロー島東南端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域
- b 宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の区域
- c 漁業権の漁場区域(共同漁業権者の同意がない場合に限る。)

#### (イ) 操業区域1(2)

宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の海域。ただし、漁業 権の漁場区域を除く。

#### イ 操業区域 2

#### (ア) 操業区域2(1)

点の位置

#### 基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度 0 分の線以西並びに高岡郡・幡 多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度 0 分の線に至る海域中距岸5,000メートル以 内の区域

# (イ) 操業区域2(2)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度 0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度 0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

#### (ウ) 操業区域 2(3)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

C)

# ウ 操業区域3

# (ア) 操業区域3(1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両 県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以 外の共同漁業権の漁場区域を除く。

# (イ) 操業区域3(2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多 郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同 組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

# (ウ) 操業区域3(3)

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海 域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

# 2 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措 置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の認 可を射 き船舶等 の数	漁業を営む 者の資格
えびこぎ 網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	4月1日か ら12月31日 まで	48キロワット (15馬力) 以 下の範囲にお いて許可証に 記載されてい る推進機関の 馬力数	5 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	30	高町間業員でる組でる組でるれた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	操業区域 2	5月1日か ら11月30日 まで	540キロワット以下の範囲 において許可 証に記載され ている推進機 関の馬力数	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	8	須協は協組っ6組お漁こ町組浦組員、業長でをを漁合で須協会当営承業とでをを

						されたもの
	操業区域 3 (1)	9月13日から翌年8月 12日まで	540キロワット以下の範囲 において許可 証に記載され ている推進機 関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	18 (操業区 域3全体 で18)	四は潮を業員てる組てるれる情で、漁合適とたけ間が大場ので、漁合適とたり、漁会のではある。とたり、大場が、海ののでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、
	操業区域 3 (2)	5月1日か ら8月12日 まで及び9 月13日から 同月30日ま で	540キロワット以下の範囲 において許可 証に記載され ている推進機 関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	18 (操業区 域3全体 で18)	四は潮を業員てる組てるれてる組み属協おでめの又黒所漁合っす同いあられたのは、漁合適とたいまで、はいまなののでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会のでは、漁会の
	操業区域 4	4月1日か ら12月31日 まで	80キロワット (25馬力)以 下の範囲にお いて許可証に 記載されてい る推進機関の 馬力数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	1	すく協会で をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる をとれた をはいる をはいる をはいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる で
貝けた網	操業区域 5	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	8	漁業権者の同意のある者
	操業区域 6	周年	許可証に記載されている推	3トン未満の範 囲において許可	9	漁業権者の 同意のある

		進機関の馬力 数	証に記載されて いる船舶の総ト ン数		者
操業区域 7	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	4	漁業権者の同意のある者
操業区域8	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	6	漁業権者の 同意のある 者
操業区域 9	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	7	漁業権者の 同意のある 者
操業区域10	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	8	漁業権者の 同意のある 者
操業区域11	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	7	漁業権者の同意のある者
操業区域12	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし
- (3) 操業区域 ア 操業区域1 点の位置

- a 旧香美郡吉川村・旧南国市久枝漁業協同組合共同漁業権境界基点(北緯33度32分7 秋、東経133度41分21秒)
- b aから真方位174度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合12,000メートルの点
- c 高知市浦戸高知灯台から真方位164度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800 メートルの点
- d eから真方位154度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点
- e 高知市仁淀川東岸基点(境界標識灯)

aからeまでの各点を順次に直線で結んだ線及びea間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線により囲まれた海域

# イ 操業区域2

青木崎突端から磁針方位125度0分の線以東及び下甲崎(甲崎)突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線(通称トオル間)及びその延長線以北の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

(ア) 次のaからgまでの各点を順次に直線で結んだ線以北の海域

# 基点甲 須崎市山崎鼻西端

基点乙 須崎市角谷崎高碆南端

- a 基点甲から真方位132度27分の線と基点乙から真方位101度9分の線との交点
- b 基点甲から真方位188度 6 分の線と基点乙から真方位120度57分の線との交点
- c 基点甲から真方位182度9分の線と基点乙から真方位133度32分の線との交点
- d 基点甲から真方位194度34分の線と基点乙から真方位149度25分の線との交点
- e 基点甲から真方位201度11分の線と基点乙から真方位139度48分の線との交点
- f 基点甲から真方位202度17分の線と基点乙から真方位141度51分の線との交点
- g 基点甲から真方位232度10分の線と基点乙から真方位188度50分の線との交点
- (イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
  - a 須崎市しるでん岬南端
  - b aから真方位181度14分の線と須崎市久通沖ノ碆東端から真方位70度36分の線と の交点
  - c dから真方位173度16分の線と須崎市久通沖ノ碆東端から真方位205度48分の線と の交点
  - d 須崎市久通観音崎南東端
- (ウ) 次のaからcまでの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
  - a 須崎市コウギノ鼻東南端
  - b aから真方位161度44分の線と須崎市野見崎西端から真方位235度0分の線との交点
  - c 須崎市大長岬西端

# ウ 操業区域3

点の位置

- a 高岡郡·幡多郡界共同漁業権境界基点
- b aから磁針方位120度0分の線と土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線との交点
- c 土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線と土佐清水市葛籠 山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点
- d 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と同市葛籠山頂上

と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点

- e 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と四万十市名鹿小 名鹿西道崎灯台から磁針方位120度 0 分の線との交点
- f 四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台
- g bcを通る直線とefを通る直線との交点
- (ア) 操業区域3(1)

a から f までの各点を順次に直線で結んだ線及び f a 間の最大高潮時の海岸線により 囲まれた海域

(イ) 操業区域3(2)

 $c\ d\ e\ g$  の各点を順次に直線で結んだ線及び  $g\ b\ c\ b$  を直線で結んだ線により囲まれた海域

# 工 操業区域 4

点の位置

- a 幡多郡大月町白埼
- b aと宿毛市沖の島町烏帽子埼とを直線で結んだ線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県 南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点
- c 宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鵜来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面埼と の中央点を見通した線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台と を直線で結んだ線との交点
- d 宿毛市大藤島頂上

aからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートル以内の海域を除く。

#### オ 操業区域5

点の位置

基点甲 安芸郡·香南市界納屋谷県漁場基点

基点乙 香南市夜須町手結·香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸碆県漁場基点

- a 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点
- b 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メート ルの点
- c 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度 5 分の線上基点丁から678メート ルの点
- d 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点
- e 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点
- f 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点
- g 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メート ルの点
- h 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メート ルの点
- i 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度 0 分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、a b を結ぶ直線、b c を結ぶ曲線(i を中心とする半径275メートルの円弧)、c d 、 d e 、e f 、f g 及び g h を結ぶ 5 直線並びに h a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

#### カ 操業区域6

点の位置

基点甲 香南市夜須町·香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市香我美町328-42番地先漁場基点

基点甲から磁針方位202度30分の線及び基点乙から真方位184度10分の線により区切られた 海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業 協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,027号の漁場区域)

# キ 操業区域7

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,028号の漁場区域)

# ク 操業区域8

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域)

#### ケ 操業区域9

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号

基点甲から磁針方位180度 0 分の線及び基点乙から磁針方位180度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(浜改田漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,032号の漁場区域)。

#### コ 操業区域10

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点甲から磁針方位167度0分の線及び基点乙から磁針方位162度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

#### サ 操業区域11

点の位置

基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点 基点乙 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位166度30分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,036号の漁場区域)。

# シ 操業区域12

点の位置

基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点

基点甲から磁針方位170度0分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(春野町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,038号の漁場区域)。

# 3 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 を する を が き 船 等 の 数	漁業を営む 者の資格
火光利用 いわしま き網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域1全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 1 (2)	8月1日か ら9月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域1全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 2 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域2全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 2 (2)	8月1日から9月30日	許可証に記載 されている推	5トン未満の範 囲において許可	0 (操業区	漁業権区域で操業する

		まで	進機関の馬力 数	証に記載されて いる船舶の総ト ン数	域2全体 で0)	場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 3 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域3全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 3 (2)	8月1日か ら9月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域3全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 4 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域4全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 4 (2)	8月1日か ら9月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域4全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 5 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域5全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 5 (2)	8月1日か ら9月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区 域5全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
しいらま き網	操業区域 6 (1)	4月1日か ら11月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5 トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域6全体 で0)	定めなし

1	1	1	ı	1	ı	ı
	操業区域 6 (1)	3月1日か ら同月31日 まで及び12 月1日から 同月31日ま で	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域6全体 で0)	定めなし
	操業区域 6 (2)	3月1日か ら12月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域6全体 で0)	定めなし
かんぱち 稚魚まき 網		7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域8	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域 9	7月1日か ら8月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし
- (3) 操業区域
- ア 操業区域1

#### (ア) 操業区域1(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天曦ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### (イ) 操業区域1(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち

定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### イ 操業区域 2

#### (ア) 操業区域2(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の共同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### (イ) 操業区域2(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち 定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括 支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、 小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すく も湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業 権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の共 同漁業権の漁場区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、そ の承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### ウ 操業区域 3

#### (ア) 操業区域3(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域の うち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町 統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ 浦、小筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区 域

#### (イ) 操業区域3(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち 定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括 支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、 小筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括 支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小 筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の共同漁業権の漁場区域にあっ ては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合 は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

# エ 操業区域4

#### (ア) 操業区域4(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線以東の高知県海域の うち定置漁業権の保護区域及び藁津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権 榖

区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

# (イ) 操業区域4(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち 定置漁業嫌悪保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域 並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権 の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同 意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

# 才 操業区域 5

#### (ア) 操業区域5(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天嶬ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権 区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### (イ) 操業区域 5(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天曦ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち 定置漁業嫌悪保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域 並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権 の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同 意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

#### カ 操業区域6

# (ア) 操業区域6(1)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡 多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

#### (イ) 操業区域6(2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

#### キ 操業区域7

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度 0 分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度 0 分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

#### ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度 0 分の線以西及び高岡郡・幡多郡 界共同漁業権境界基点から磁針方位120度 0 分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合 所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

#### ケ 操業区域 9

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

#### 4 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業のする をする の数	漁業を営む 者の資格
いわら が も と 機 き が は 機 き が は れ に に に に に に に に に に に に に	操((3)の域 業区域を 業区域を う。以下 う。) 1 (1)	9月1日から同月30日 まで111月16日から 翌年5月31日まで	推力はっロのてに力の57水919の機数馬「告と範で載推力とつ口のでに力の57水911下関」力農示い囲許さ進数関高船143以お片は性昭農示別推馬げ以産数)おにいのの限に34以お片は性昭農示別推馬げ以産数)おにいの出度あき下い船動能和林第表進力る下省」のい記る馬	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4 (操業区 域1全体 で4)	漁業権で場合は、漁業権が、漁業権が、漁業権が、漁業権が、漁業権が、漁業を持たる。
	操業区域1(2)	10月 1 日か ら11月15日 まで	推進機関の出 力の最高限度 は、片船にあ っては143キ ロワット以下 の範囲におい て、他の片船 にあっては農 林水産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4 (操業区 域1全体 で4)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

号外第72号		馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数	いる船舶の総ト     ン数					馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数			
報	操業区域 2 周: (1) 操業区域 2 (2)	年 推進機関の出度の出度を表示には143年ののでは、では143年のでは、では143年のでは、143年ので	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域 で操業は、漁 業権者のある者	操業区域 4	周年	推進の、にはいる。 機関には143年のでは、 はいり用にのでは、 が、でり範、 が、でのでは、 が、でのでは、 が、ながない。 が、おかない。 では、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	16	漁業権区域 で操業する 場合者をある者
(火曜日) 高知県公	操業区域3周(1)	年 推進機関の出 力の、 はの は、 はい はい はい が が が が が が が に が が に が に が に が り が に が の で 、 た が に た が に た が に た が た が た が た が た が た	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	23 (操業区 域 3 全体 で23)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者のある者	操業区域 5	周年	推進機局には143年のでは、143年ので	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	22	漁業権区域で操業は、漁業権は、漁業権者の司意のある者
令和2年12月15日(水	(2)	月15日か推進機関の出翌年1月力の最高限度日までは、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	23 (操業区 域 3 全体 で23)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者	操業区域 6 (1)	周年	推進機関の出 力の最高限に は、片鉛143キロワットは143キロワットおい で、他の片船 にあっては告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	6 (操業区 域6全体 で6)	漁業権区域で操する場合は、漁業権者の同意のある者

号外第72号			馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数						馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数			
報 号外角	操業区域 6 (2)	4月6日から翌年1月 14日まで	推進機局の出度の出度を表示では143年でのでは143年でのでは143年でのでは143年でのでは143年でのでは143年でのでは143年でのでは143年に143年に143年に143年に143年に143年に143年に143年に	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	6 (操業区 域6全体 で6)	漁業権区域 で操業する 場合は者の 意のある者	操業区域 9 (1)	7月1日か ら翌年5月 31日まで	推進機関の開かれている。 推進機関の限には143キロワ範、は143キロの範、は143キロのでではのででででででででででででででででででででででででででいる。 は大きないでは、 は、	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	100 (操業区 域 9 全体 で100)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者のある者
(火曜日) 高知県公	操業区域 7	周年	推進機局には143 大は143 は143 は143 に143 がでで、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、できれた。 は143 は15 は15 は15 は15 は15 は16 は16 は16 は16 は16 は16 は16 は16	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	49	漁業権区域 で操業は、漁業権者のある者	操業区域 9 (2)	4月8日から5月31日 まで及び7 月1日から 11月15日ま で	推進機局の出度 は143キロワ範、は143キロので、の のででは143キでのでででででででででででででででででででででででででででででででいる。 は水が、これでででででででででででいる。 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	100 (操業区 域 9 全体 で100)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の局ができません。
令和2年12月15日(火	操業区域 8	9月1日か ら翌年4月 30日まで	推進機関の出 力の最高限度 は、片船にあ っては143キ ロワット以下 の範囲におい て、他のけよい にあっては農 林水産省告示	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	30	漁業権区域 で操業は、漁 業権者のある者	操業区域10	9月1日か ら翌年6月 30日まで	推進機関の出 力の最高限度 は、片43キロワット以下 の範囲のにおいて、他のては船 にあっ産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者のある者

馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

- (3) 操業区域
- ア 操業区域1
- (ア) 操業区域1(1)

点の位置

基点A 安芸郡奈半利町·田野町界共同漁業権境界基点

基点B 安芸市下山県漁場基点第35号

基点Aから磁針方位207度0分の線及び基点Bから磁針方位220度0分の線により区切られた海域中安芸郡奈半利町加領郷港口と同郡田野町三ツ石沖定置網の垣網の丘のとめとを結ぶ直線及び同垣網のとめから同郡安田町唐ノ浜沖定置網の垣網の丘のとめを見通した線以北の区域。ただし、両定置網の切りあげ後は、水深40メートル以浅の区域とする。

(イ) 操業区域1(2)

(ア)の区域のうち高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野支所又は同漁業協同組合安田支所が管理する共同漁業権の漁場区域

# イ 操業区域 2

点の位置

基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴碆県漁場基点第42号

基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

(ア) 操業区域2(1)

基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

(イ) 操業区域 2(1)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る 海域中水深40メートル以浅の区域

# ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

点の位置

基点A 香南市夜須町手結崎灯台

基点B 高知港口防波堤船びき基点

基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標

基点D 高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点

基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端

基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

- 基点 I 安芸郡·香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点 J 赤岡漁港第 2 防潮堤東端
- 基点K 後川放水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートル の点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを 見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

基点 I から磁針方位185度 0 分の線以西並びに基点 B と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度 0 分の線に至る海域中基点 G から基点 H を見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、a の区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で模業することができる。

- a 距岸1,700メートル以内であって、dの区域及びeの区域を除いた共同漁業権区域
- b 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碆から真方位334度34分の線以東の外海 を除いた区域
- c 基点 D 点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点 F を結ぶ 4 直線並びに基点 D F 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- d 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- e 基点 J から磁針方位180度 0 分の線及び基点 K から磁針方位180度 0 分の線により 区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

#### (イ) 操業区域3(2)

(ア)の区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域にあっては、 当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

#### エ 操業区域 4

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点B 高知港口防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
- 基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点 I 安芸郡·香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点 I 赤岡漁港第 2 防潮堤東端
- 基点K 後川放水路水門西端
- 点ア 基点 B から基点 C を見通した線から左に106度34分の線上基点 B から1,435メートルの点
- 点イ 基点Eから磁針方位167度 0 分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点
- 点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見

通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

- a 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.5秒
- b 北緯33度30分34.9秒、東経133度35分45.8秒
- c 北緯33度30分32.0秒、東経133度35分50.4秒
- d 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分36.5秒
- e 北緯33度30分16.7秒、東経133度35分04.1秒
- f 北緯33度29分56.5秒、東経133度34分56.5秒
- g 北緯33度29分56.8秒、東経133度35分06.9秒
- h 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒

基点 I から磁針方位185度 0 分の線以西並びに基点 B と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度 0 分の線に至る海域中基点 G から基点 H を見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、(a)の区域にあっては、当該漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内とする。

- (a) 距岸1,700メートル以内であって、(d)の区域及び(e)の区域を除いた共同漁業 権区域
- (b) 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碆から真方位334度34分の線以東の外海 を除いた区域
- (d) 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- (e) 基点 J から磁針方位180度 0 分の線及び基点 K から磁針方位180度 0 分の線により 区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

# 才 操業区域 5

#### 点の位置

- 基点A 高知港口防波場船びき基点
- 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点C 土佐市荻岬すずき碆共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端
- 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔
  - 点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度 0 分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度 0 分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、a の区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる(1月15日から3月15日までの間におけるbの区域を除く。)。

- a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域
- b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切

られた海域中基点FG間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

#### カ 操業区域 6

#### (ア) 操業区域6(1)

#### 点の位置

- 基点A 高知港口防波堤船びき基点
- 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点C 土佐市荻岬すずき碆共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端
- 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔
- 点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度 0 分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点 イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる(1月15日から3月15日までの間におけるbの区域を除く。)。

- a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域
- b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区 切られた海域中基点FG間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区 城

2

(イ) 操業区域6(2)

#### 点の位置

- 基点A 土佐市荻岬すずき碆共同漁業権境界基点
- 基点B 十佐市白の鼻突端
- 基点C 須崎市池ノ浦ツヅラ崎突端
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

点ア 基点Aから磁針方位145度0分の線上基点Aから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位170度0分の線以西並びに基点Cから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北の区域。ただし、基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の字佐港口及び浦の内湾の区域を除く。

# キ 操業区域7

#### 点の位置

- 基点A 須崎市·中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点
- 基点B 須崎市上甲崎(地の鼻)突端
- 基点C 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市角谷崎高碆漁業権境界基点
- 基点E 須崎市角谷岬突端
- 点ア 基点Aから磁針方位125度0分の線上基点Aから5,400メートルの点
- 点イ 基点Bから磁針方位170度0分の線上基点Bから5,000メートルの点
- 点ウ 基点Cから基点Dを見通した線から左に104度23分の線と基点Dから基点Cを 見通した線から右に44度19分の線との交点

足

点エ 基点Cから基点Dを見通した線から左に48度44分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に64度7分の線との交点

点オ 基点Cから基点Dを見通した線から左に54度41分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に76度42分の線との交点

点カ 基点Cから基点Dを見通した線から左に42度16分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に92度35分の線との交点

点キ 基点Cから基点Dを見通した線から左に35度39分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に82度58分の線との交点

点ク 基点Cから基点Dを見通した線から左に34度33分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に85度1分の線との交点

点ケ 基点Cから基点Dを見通した線から左に4度40分の線と基点Dから基点Cを見 通した線から右に132度36分の線との交点

基点A点ア、点アイ及び点イ基点Bを結ぶ3直線並びに最大高潮時の海岸線により囲まれた海域。ただし、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Eを結ぶ5直線以北の区域並びに共第2,038号(野見及び大谷専用漁場)の漁場区域を除く。

#### ク 操業区域8

点の位置

基点A 四万十町冠崎県漁場基点101号

基点B 四万十町興津押上り鼻突端

基点C 四万十町興津赤ばの鼻突端

基点D 高岡郡·幡多郡界風屋谷共同漁業権境界基点

基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の区域並びに基点Cから磁針方位120度0分の線及び基点Dから磁針方位120度0分の線により区切られた海域中基点CD間の海岸線から沖合2,000メートルの線に至る区域。ただし、水深45メートル以深の区域を除く。

# ケ 操業区域9

#### 点の位置

基点A 黒潮町井の岬突端

基点B 四万十市平野帖付婆

基点C 四万十市下田道崎突端

基点D 四万十市八東小名鹿突端

基点E 名鹿漁港南防波堤基部

基点F 土佐清水市在岬突端

点ア 基点Bから磁針方位105度0分の線上基点Bから1,500メートルの点

点イ 基点Dから磁針方位90度0分の線上基点Dから1,500メートルの点

点ウ 基点Dから磁針方位90度0分の線と基点Aと点エとを結ぶ線との交点

点エ 基点Eから磁針方位90度0分の線上基点Eから2.650メートルの点

a 北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒

b 北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒

c 北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒

d 北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒

# (ア) 操業区域9(1)

#### 次に掲げる区域

(a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうち海岸線から沖合1,500メートル以内の区域。ただし、(イ)の(a)の区域を除く。

- (b) 基点Aと点ウを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、(a)の区域、(d)の区域及び(イ)の(a)の区域を除く。
- (c) 基点Dから磁針方位90度0分の線、基点Eから磁針方位90度0分の線及び基点Aと点エとを結ぶ線に囲まれた区域。ただし、(A)の(b)の区域を除く。
- (d) 基点Aと基点Fとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、水深45メートル以深及び四万十市平野帖付碆から磁針方位105度0分の線以南の海域中海岸線から沖合1,500メートル以内の区域を除く。ただし、共同漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合に限る。

# (イ) 操業区域9(2)

# 次に掲げる区域

- (a) 基点 B から磁針方位105度 0 分の線及び基点 D から磁針方位90度 0 分の線に より区切られた区域のうち a から c までの各点を順次に直線で結んだ線から陸側 の区域
- (b) 基点Dから磁針方位90度0分の線及び基点Eから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちcとdとを結んだ直線から陸側の区域

#### コ 操業区域10

土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域

#### 5 地びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む 者の資格
たい他地びき網漁業	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	周年	推進機関の出度の は143キロワ範にのでは143キロの範囲では143キロの範囲では143キロのではのではのではのではかがあれた。 は大力がおいいには、 は大力がいいには、 は大力がいいには、 は大力がいいには、 は大力がいいには、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2	周年	推進機関の出 力の最高限度 は、片船にあ	10トン未満の範 囲において許可 証に記載されて	4	漁業権者の 同意のある 者

		ロワット以下 の範囲におい て、他の片船 にあっては農 林水産省告示	いる船舶の総ト ン数	
		馬力数の範囲 内において許可証に記載されている推進 機関の馬力数		

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端

基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点甲から磁針方位204度 0 分の線及び基点丙から磁針方位190度 0 分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、基点乙から磁針方位195度 0 分の線及び基点丙から磁針方位190度 0 分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域を除く。

# イ 操業区域2

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡·香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域

#### 6 敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 をかれ き船舶等 の数	漁業を営む 者の資格
火光利用 いわし棒 受網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

操業区域 2	8月1日か ら9月30日 まで	 許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者のある者
				意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域 1

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線以東の高知県海域。 ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫 町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ 浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域を除く。

#### イ 操業区域 2

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天嶬ノ鼻を見通した線以東の高知県地先海域の うちアの区域を除いた区域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所 有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小 筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域を除く。

#### 7 刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 を が き 船舶等 の 数	漁業を営む 者の資格
かます刺し網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	11月1日か ら翌年7月 31日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2	7月1日か ら11月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	0	漁業権者の同意のある者
きす刺し網	操業区域 3	5月1日か ら10月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同

		に記載されて いる推進機関 の馬力数			意のある者
操業区域 4	5月1日か ら10月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証 に記載されて いる推進機関 の馬力数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域 5	4月1日か ら12月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証 に記載されて いる推進機関 の馬力数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域 6 (1) 操業区域 6 (2)	5月1日か ら10月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証 に記載されて いる推進機関 の馬力数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0 (操業区 域6全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域 6 (3)	6月1日か ら10月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証 に記載されて いる推進機関 の馬力数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0 (操業区 域6全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域 7	3月1日か ら8月31日 まで	50馬力 (143 キロワット) 以下の範囲に おいて許可証 に記載されて いる推進機関 の馬力数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域 8	3月1日か	50馬力(143	許可証に記載さ	0	漁業権区域

	ら8月31日	キロワット)	れている船舶の	で操業する
	まで	以下の範囲に	総トン数	場合は、漁
		おいて許可証		業権者の同
		に記載されて		意のある者
		いる推進機関		
		の馬力数		

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

# (3) 操業区域

#### ア 操業区域1

土佐清水市清水・越界(すべり碆)共同漁業権境界基点から磁針方位257度0分の線及び同市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、越港内の区域を除く。

#### イ 操業区域2

土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点から磁針方位180度 0 分の線から同市松崎・益野界(投上石)共同漁業権境界基点から磁針方位190度 0 分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、養老港内の区域を除く。

# ウ 操業区域3

安芸市伊尾木不動大師岩共同漁業権境界基点から磁針方位222度 0 分の線以西及び安芸郡 芸西村長谷寄穴碆県漁場基点第42号から磁針方位185度 0 分の線に至る海域中最大高潮時の 海岸線から沖合300メートル以内の海域

#### 工 操業区域 4

点の位置

基点A 香南市夜須町手結崎灯台基点

基点B 高知市浦戸防波場船びき基点

基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標

基点D 高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点

基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

点ア 基点 Eから磁針方位167度 0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点イ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見 通した線から右に126度36分の線との交点

点ウ 点イから磁針方位159度0分の線上点イから625メートルの点

点エ 基点Fから真方位162度30分の線と点アと点ウとを結ぶ直線との交点

基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線以東及び基点Aから磁針方位184度0分の線に至る海域中距岸3,000メートル以内の区域。ただし、基点D点イ、点イウ、点ウエ及び点工基点Fを結ぶ4直線並びに基点DF間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

# 才 操業区域 5

高知市浦戸防波堤船びき基点から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を見通した線から左に106度34分の線以西及び仁淀川東岸基点から磁針方位160度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線に

足

より囲まれた海域

- a 高知市浦戸高知灯台(以下「高知灯台基点」という。)から157度10分の線上高知 灯台基点から4,120メートルの点
- b 高知灯台基点から159度10分の線上高知灯台基点から6,900メートルの点
- c 高知灯台基点から141度30分の線上高知灯台基点から7,360メートルの点
- d 高知灯台基点から129度40分の線上高知灯台基点から4,860メートルの点
- (イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線により囲まれた海域
- a 高知灯台基点から194度40分の線上高知灯台基点から5,680メートルの点
- b 高知灯台基点から189度55分の線上高知灯台基点から6,800メートルの点
- c 高知灯台基点から179度35分の線上高知灯台基点から6,440メートルの点
- d 高知灯台基点から182度25分の線上高知灯台基点から5,240メートルの点

#### カ 操業区域6

#### (ア) 操業区域6(1)

点の位置

点A 須崎市・中土佐町青木崎共同漁業権境界基点から磁針方位125度 0 分の線上同 基点から5,400メートルの点

青木崎突端から磁針方位125度 0 分の線以東及び神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線(通称トオル間)以北の海域並びに点Aと大長岬西端とを結ぶ線及び点Aと小島岬南東端とを結ぶ線により囲まれた海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線以南の海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- a 次の(a)(b)、(b)(c)、(c)(d)及び(d)(e)を結ぶ4直線並びに(e)(a)間の 最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
- (a) 戸島高婆から安和鵜の婆の見通し線上対岸との交点
- (b) 小島から点Aを見通した線と(a)から戸島高碆を見通した線との交点
- (c) 小鳥から点Aを見通した線とトオル間線との交点
- (d) トオル間線と青木崎突端から磁針方位125度0分の線との交点
- (e) 青木崎突端
- b 次の点アイ、点イウ、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キ基点丙を結ぶ7直 線以北の海域
- 基点甲 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点乙 須崎市角谷崎高婆共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市角谷岬突端
- 点ア 基点甲から基点乙を見通した線から左に104度23分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に44度19分の線との交点
- 点イ 基点甲から基点乙を見通した線から左に48度44分の線と基点乙から基点甲を 見通した線から右に64度7分の線との交点
- 点ウ 基点甲から基点乙を見通した線から左に54度41分の線と基点乙から基点甲を 見通した線から右に76度42分の線との交点
- 点エ 基点甲から基点乙を見通した線から左に42度16分の線と基点乙から基点甲を 見通した線から右に92度35分の線との交点
- 点オ 基点甲から基点乙を見通した線から左に35度39分の線と基点乙から基点甲を 見通した線から右に82度58分の線との交点
- 点カ 基点甲から基点乙を見通した線から左に34度33分の線と基点乙から基点甲を

見通した線から右に85度1分の線との交点

点キ 基点甲から基点乙を見通した線から左に4度40分の線と基点乙から基点甲を 見通した線から右に132度36分の線との交点

c 共第2,038号の漁場区域

#### (イ) 操業区域6(2)

神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線以東及び下神崎(甲崎)突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線(通称トオル間)の延長線以北の海域。ただし、共第2,037号の漁場区域を除く。

#### キ 操業区域7

幡多郡黒潮町浮鞭・入野共同漁業権境界基点から磁針方位140度0分の線及び四万十市平野帖付碆から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

#### ク 操業区域8

幡多郡黒潮町・四万十市界(ごまじり川右岸)共同漁業権境界基点から磁針方位105度0分の線及び四万十市小名鹿灯台から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

#### 8 固定式刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	定めなし
	操業区域 2	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	定めなし
	操業区域 3	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5	漁業権者の同意のある者
こ の し ろ、かに その他刺 し網	操業区域 4	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	0	定めなし

かにその他刺し網	操業区域 5	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	錦浦組町組崎同額 開瀬会 開瀬の 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次
固定式かれい建網	操業区域 6	10月1日か ら12月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし
- (3) 操業区域
- ア 操業区域1

点の位置

- 基点甲 甲浦·野根共同漁業権境界基点
- 基点乙 県漁場基点第10号(御崎)
- 基点丙 県漁場基点 (庄屋谷大ばえ)
- 基点丁 県漁場基点第8号(淀ヶ磯)
- 基点戊 県漁場基点 (ごろごろ)
- 基点己 県漁場基点 (野根港)
- 点ア 基点甲から磁針方位110度0分の線と点オから点力を見通した線との交点
- 点イ 基点甲から磁針方位110度 0 分の線上基点甲から9,000メートルの点
- 点ウ 基点丙から磁針方位115度0分の線上基点丙から9,000メートルの点
- 点工 基点丙から磁針方位115度0分の線と点オと点カとを結んだ線との交点
- 点オ 基点乙から基点丁を見通した線から右に71度47分の線と基点丁から基点乙を見 通した線から左に46度23分の線との交点
- 点カ 基点戊から基点己を見通した線から右に83度25分の線と基点己から基点戊を見 通した線から左に73度23分の線との交点

点アイ、点イウ、点ウエ及び点エアの4直線により囲まれた区域。ただし、高知・徳島界 二子鳥から真方位129度20分の線以北及び漁業権の漁場区域を除く。

# イ 操業区域2

点の位置

基点ア 須崎市浦ノ内

- 基点イ 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
- 基点ウ 灰方崎漁場基点 (北緯33度26分26,6608秒、東経133度25分23,0436秒)
- 基点工 大崎漁場基点 (北緯33度26分21.9229秒、東経133度25分3.2653秒)

基点アから基点工までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点工と基点アとを直線で結ん だ線により囲まれた区域

#### ウ 操業区域3

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碆(舟戸碆から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度0分600メートルの点

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界 (カキセ川) 共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位140度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

#### エ 操業区域 4

高知港内の区域のうち次に掲げる区域を除く海域

- (ア) 国分川中旧青柳橋から上流の区域
- (イ) 下田川中旧五台山橋から上流の区域
- (ウ) 鏡川中高知市弘化台南端と同市桟橋通六丁目東潮江岸壁南端とを結ぶ線以北の区域
- (エ) 高知市桟橋通六丁目東潮江岸壁南端とその南端を延長した先の対岸の岸壁とを結ぶ 線以西の区域
- (オ) 高知市御畳瀬袂石から真東の線以南の区域
- (カ) 高知市仁井田新ヶ鼻(埋立地北端)から真西の線以南の海域中高知市弘化台南端から種崎西端を見通した線以東の区域
- (キ) 高知市タナスカ石油用地南端から真南の線以東の区域
- (ク) 港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく航路及び泊地。ただし、孕航路にあっては、昭和60年7月1日現在の航路から両側50メートルずつ拡幅された区域。

# 才 操業区域 5

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽(3,000トンポケット) 北端
- 点力 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第 I 防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤碆西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯(3)
- 点チ 須崎市港町北側T型桟橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端

次に掲げる海域

- (ア) 点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域
- (イ) 点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域
- (ウ) 点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域
- (エ) 点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域
- (オ) 点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点 チとを結んだ線以西の海域

# カ 操業区域 6

点の位置

基点甲 以布利港防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布 利・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸 1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業 権漁場区域及びその保護区域並びに点イから磁針方位82度0分の線以北の区域(点イから磁 針方位352度0分の線以東の区域に限る。)を除く。

# 9 三枚網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業	<b>芝種類</b>	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 を が き 船 等 の 数	漁業を営む 者の資格
いそ三杉	たうお 女網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の同意のある者
		操業区域 2	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の同意のある者
		操業区域 3	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の同意のある者
		操業区域 4	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者

			数			
	操業区域 5	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域 6	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域 7	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域 8	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域 9	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5	漁業権者の 同意のある 者
い そ う お、いせ えび三枚 網	操業区域10 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5 (操業区 域10全体 で5)	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域10 (2)	5月1日か ら9月15日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5 (操業区 域10全体 で5)	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域10 (3)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	5 (操業区 域10全体 で5)	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域11 (1)	9月16日か ら翌年3月 31日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域11全体	漁業権者の 同意のある 者

| 米ケ

1

恒

報

		数		で5)	
操業区域11 (2)	4月1日か ら9月15日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域11 (3)	1月1日か ら4月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域11 (4)	11月1日か ら12月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域11全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (1)	10月1日から翌年4月 30日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域12全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (2)	5月1日か ら6月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域12全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (3)	11月1日か ら12月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域12全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (4)	1月1日か ら4月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5 (操業区 域12全体 で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域13	10月1日か ら翌年5月 31日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域14	10月1日か ら翌年6月 30日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力	れている船舶の	5	漁業権者の同意のある者

			数			業権者の同 意のある者
たい三枚網	操業区域24	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 十佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

基点乙 十佐清水市以布利·窪津界青木谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位85度0分の線及び基点乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合以布利支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,055号の漁場区域)

# イ 操業区域2

点の位置

基点甲 土佐清水市中浜・清水界(みず落ち)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市清水・越界(すべり碆)共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位200度 0 分の線及び基点乙から磁針方位257度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,061号の漁場区域)。

#### ウ 操業区域3

点の位置

基点甲 土佐清水市清水・越界(すべり婆)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位257度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,062号の漁場区域)。

#### エ 操業区域4

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと碆共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持碆共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度 0 分の線及び基点乙から磁針方位284度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、ビロー島、むろ碆及び赤碆の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域)。

# 才 操業区域 5

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形大碆共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平碆共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点

基点丁 幡多郡大月町一切・柏島界もと婆共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位150度 0 分の線及び基点乙から磁針方位163度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(区画漁業権の漁場区域を除く。)(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,074号の漁場区域)並びに基点丙から磁針方位162度 0 分の線及び基点丁から磁針方位124度 0 分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,076号の漁場区域)

#### カ 操業区域6

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号

基点甲から磁針方位298度 0 分の線及び基点乙から磁針方位311度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合泊浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,081号の漁場区域)。

# キ 操業区域7

点の位置

基点甲 幡多郡大月町·宿毛市界共同漁業権境界基点

基点乙 宿毛市小筑紫町·宿毛界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位321度0分の線及び基点乙から磁針方位232度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合小筑紫支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,084号の漁場区域)。

#### ク 操業区域8

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦·泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点甲から磁針方位279度 0 分の線及び基点乙から磁針方位298度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,080号の漁場区域)。

# ケ 操業区域9

点の位置

基点甲 宿毛市宇須々木久万端共同漁業権境界基点

基点乙 高知県·愛媛県界傍士婆共同漁業権境界基点

基点丙 宿毛市大藤島頂上

基点丁 宿毛市桐島東南端区画基点

基点戊 宿毛市桐島前浜北区画基点

基点己 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端

点ア 基点乙から真方位201度56分の線と基点丙から宿毛市沖の島町鵜来島西北端と 愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点

# コ 操業区域10

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町三津コデの碆

基点丙 室戸市室戸岬町ウノ婆

基点丁 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

(ア) 操業区域10(1)

基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,009号及び共第2,525号の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域10(2)

基点乙から磁針方位95度0分の線及び基点丙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。 ただし、共第2.526号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域10(3)

基点丙から磁針方位106度0分の線及び基点丁から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,010号及び共第2,527号の漁場区域を除く。

# サ 操業区域11

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域11(1)

基点甲から磁針方位106度の線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから21メートルまでの区域

(イ) 操業区域11(2)

定第1,012号(高岡2号)の定置網の垣網の延長線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから45メートルまでの区域。ただし、定第1,012号及び共第3,513号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域11(3)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鵜の糞碆を見通した線及び基点乙から 磁針方位132度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(工) 操業区域11(4)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鵜の糞碆を見通した線及び基点乙から 磁針方位132度0分の線により区切られた海域中白碆より沖合を除く区域

# シ 操業区域12

(ア) 操業区域12(1)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(イ) 操業区域12(2)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町石の碆から磁針方位226度0分の線及び同市室戸岬町水尻・摺鉢岩共同漁業権境界基点から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(ウ) 操業区域12(3)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子碆共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び室戸市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合830メートルの線(白碆線)に至る海域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(エ) 操業区域12(4)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子碆共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び同市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

ス 操業区域13

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸統括支所が管理する第二種共同漁業権の うち共第2,010号の漁場区域

# セ 操業区域14

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点

基点乙 香南市夜須町手結·香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸碆県漁場基点

点ア 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メート

点イ 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メート ルの点

点ウ 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度 5 分の線上基点丁から678メート ルの点

点エ 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メート ルの占

点オ 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メート ルの点

点カ 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点

点キ 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メート ルの点

点ク 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メート

ルの点

点ケ 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度 0 分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、点アイを結ぶ直線、点イウを結ぶ曲線(点ケを中心とする半径275メートルの円弧)、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キクを結ぶ5直線並びに点クア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

#### ソ 操業区域15

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点

基点乙 高岡郡中十佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点甲から磁針方位118度 0 分の線及び基点乙から磁針方位105度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上ノ加江支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,040号の漁場区域)。

# タ 操業区域16

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点甲から磁針方位105度 0 分の線及び基点乙から磁針方位110度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合矢井賀支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,041号の漁場区域)

# チ 操業区域17

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合志和支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,042号の漁場区域)

#### ツ 操業区域18

点の位置

基点甲 高岡郡·幡多郡界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位120度 0 分の線及び基点乙から磁針方位165度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合佐賀統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,044号の漁場区域)。

# テ 操業区域19

点の位置

基点甲 嶓多郡黒潮町横浜·白浜界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベットコ婆共同漁業権境界基点

# (ア) 操業区域19(1)

基点甲から磁針方位165度 0 分の線及び基点乙から磁針方位166度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,045号の漁場区域)。

#### (イ) 操業区域19(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所及び同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域)。

#### ト 操業区域20

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベットコ碆共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町新磯高碆 (舟戸碆から磁針方位248度 0 分963.5メートル) から磁 針方位240度 0 分600メートルの点

#### (ア) 操業区域20(1)

基点甲から磁針方位166度 0 分の線及び基点乙から磁針方位166度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域)。

#### (イ) 操業区域20(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位140度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,047号の漁場区域)。

#### ナ 操業区域21

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川右岸)共同漁業権境界基点 基点丙 四万十市双海・平野界帖付碆共同漁業権境界基点

# (ア) 操業区域21(1)

基点甲から磁針方位110度 0 分の線及び基点乙から磁針方位105度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,049号の漁場区域)。

# (イ) 操業区域21(2)

基点乙から磁針方位105度0分の線及び基点丙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,050号の漁場区域)。

#### 二 操業区域22

土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られ

足

た海域中最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る海域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合窪津支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,056号の漁場区域)

#### ヌ 操業区域23

須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界 基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域(区画漁業権の漁場区域を除く。)。ただし、区画 漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

# ネ 操業区域24

点の位置

基点甲 以布利港沖防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点 土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び 同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界点から磁針方位96度0分の線により区切られた 海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度0分の線以北の区域を除く。

#### 10 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は 起業の可 をすべ き船舶等 の数	漁業を営む者の資格
潜 水 器 (とさか のり)	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	5月1日か ら7月31日 まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域 2 (1) 操業区域 2 (2)	5月1日か ら7月31日 まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
潜水器	操業区域 3	4月1日か ら8月31日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	3	漁業権者の同意のある者
	操業区域 4	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	9	漁業権者の同意のある者

操業区域 5	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	10	漁業権者の同意のある者
操業区域 6	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	6	漁業権者の同意のある者
操業区域 7 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数	14 (操業区 域7全体 で14)	漁業権者の同意のある者
操業区域 7 (2)	10月1日か ら翌年8月 31日まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	許可証に記載されている船舶の 総トン数	14 (操業区 域7全体 で14)	漁業権者の同意のある者
操業区域8	5月1日か ら8月31日 まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある 者

# (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと碆共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島·一切界長持婆共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度 0 分の線及び基点乙から磁針方位284度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ碆及び赤碆の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域)。

# イ 操業区域2

(ア) 操業区域2(1)

宿毛市沖の島、黒碆、二並島、裸島、三ノ瀬島及び室碆の最大高潮時の海岸線から沖合 1,000メートの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

# (イ) 操業区域 2(2)

宿毛市沖の島町母島白岩崎宴碆共同漁業権境界基点から同市沖の島町姫島されたおを見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域 (すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権 のうち共第2,087号、共第2,088号及び共第2,089号の漁場区域)

ウ 操業区域3

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡東洋町野根·室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位110度 0 分の線及び基点乙から磁針方位115度 0 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(野根漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,002号の漁場区域)

工 操業区域4

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位112度30分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合椎名支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,004号の漁場区域)

# 才 操業区域 5

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名·三津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町六ケ谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合三津支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域)

カ 操業区域6

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ケ谷共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子婆共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位106度0分の線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合高岡支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,006号の漁場区域)

#### キ 操業区域7

点の位置

基点A 室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点

基点B 室戸市室戸岬町室戸岬横ざこ共同漁業権境界基点

基点C 室戸市室戸岬町室戸岬水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域7(1)

基点Aから磁針方位132度0分の線及び基点Bから磁針方位226度0分の線により区切られた海域中基点AB間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域

(イ) 操業区域7(2)

基点Bから磁針方位226度0分の線及び基点Cから磁針方位231度0分の線により区切られた海域中基点BC間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域

#### ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び香南市夜須町手

結岬灯台から浦戸碆県漁場基点を見通した線に至る海域中距岸100メートル以内の区域

# 11 火光を利用するすくい網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬 力数	船舶の総トン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
火光利用 とびうお たも網	操業区域 ((3)の操 業区域をい う。以下同 じ。) 1	6月1日か ら12月31日 まで	定めなし	定めなし	230	定めなし
	操業区域 2	周年	定めなし	定めなし	10	定めなし
	操業区域3	周年	定めなし	定めなし	10	定めなし
えびかに 雑魚たも 網	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町ホテル明星前県漁場基点第33号

基点乙 室戸市吉良川町平尾前県漁場基点第48号

基点甲から磁針方位158度の線及び基点乙から磁針方位247度の線により区切られた海域中 基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1マイルの線に至る区域

#### イ 操業区域2

土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られた海面

# ウ 操業区域3

土佐清水市津呂・伊佐界 (音無川) 共同漁業権境界基点から磁針方位96度 0 分の線以西及 び同市松崎・益野界 (投上石) 共同漁業権境界基点から磁針方位190度 0 分の線に至る海面

#### 工 操業区域 4

高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川(長浜川)中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤北端エビス碆から真方位334度34分の線以東の外海を除く。

#### 12 火光を利用する金突漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措

4

뮸

斑

置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬 力数	船舶の総トン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
火光利用 えびかに 雑魚金突	(3)に定め るとおり	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

# (3) 操業区域

高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川(長浜川)中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤北端エビス碆から真方位334度34分の線以東の外海を除く。

#### 13 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬 力数	船舶の総トン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
雑魚ます網	操業区域 ((3)の操業区域以下 う。以下同じ。) 1 (1) 操業区域1 (2) 操業区域1 (4) 操業区域1 (4) (5)	周年	定めなし	定めなし	4	錦浦組町組崎同須協門組崎田町組崎同須崎同須崎の選権を定される。 業、業及漁合業にされる。 が選が者よれる。 は、業の漁の選をできます。 は、業の漁の選をできます。 は、業の漁の選をできます。 は、業の漁の選をできます。 は、業の漁の選をできます。 は、またいる。 は、ま、またいる。 は、またいる。 は、またいる。 は、またい。 は、またい。 は、またいる。 は、またいる。 は、またい。 は、またいる。 は、またい。 は、またいる。
き び な ご、雑魚 落網	操業区域 2 (1) 操業区域 2 (2)	周年	定めなし	定めなし	8	漁業権者の同意のある者
いわし、 雑魚小型	操業区域3	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある

定置						者	
	操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	4	漁業権者の 同意のある 者	
	操業区域 5	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある 者	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

#### (3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点工 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽(3,000トンポケット) 北端
- 点力 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第 I 防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤碆西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯(3)
- 点チ 須崎市港町北側T型桟橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端
- (ア) 操業区域1(1)

点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域

(イ) 操業区域1(2)

点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域

(ウ) 操業区域1(3)

点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域

(エ) 操業区域1(4)

点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域

(才) 操業区域1(5)

点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チを 結んだ線以西の海域 Ŋ

# イ 操業区域 2 点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

点A 基点甲から基点乙を見通した線から左に11度30分の線上基点甲から256メート ルの点

点B 基点甲から基点乙を見通した線から右に99度30分の線上基点甲から226メート ルの点

点C 基点甲から基点乙を見通した線から右に117度30分の線上基点甲から222メートルの点

点D 基点甲から基点乙を見通した線から左に22度30分の線上基点甲から202メート ルの点

点E 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度50分の線上基点甲から303メート ルの点

点F 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度10分の線上基点甲から393メート ルの点

点G 基点甲から基点乙を見通した線から右に110度50分の線上基点甲から361メート ルの点

点H 基点甲から基点乙を見通した線から右に111度50分の線上基点甲から283メート ルの点

# (ア) 操業区域2(1)

点AB、BC、CD及びDAを結ぶ4直線により囲まれた区域

(イ) 操業区域2(2)

点EF、FG、GH及びHEを結ぶ4直線により囲まれた区域

# ウ 操業区域3

#### 点の位置

点A 北緯33度26.517分0秒、東経133度26.717分0秒

点B 北緯33度26.450分0秒、東経133度26.850分0秒

点C 北緯33度26,533分0秒、東経133度26,917分0秒

点D 北緯33度26.600分0秒、東経133度26.783分0秒

点Aから点Dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Dと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた海域

# 工 操業区域 4

# 点の位置

点Aa 北緯33度25,300分0秒、東経133度26,948分0秒

点Ab 北緯33度25.373分0秒、東経133度24.039分0秒

点Ac 北緯33度25.288分0秒、東経133度24.068分0秒

点Ad 北緯33度25.285分0秒、東経133度23.948分0秒

点Ba 北緯33度25.293分0秒、東経133度22.809分0秒

点Bb 北緯33度25.202分0秒、東経133度22.693分0秒

点Bc 北緯33度25.258分0秒、東経133度22.683分0秒

点Bd 北緯33度25.174分0秒、東経133度22.786分0秒

点Ca 北緯33度25, 254分0秒、東経133度23, 447分0秒

点Cb 北緯33度25.341分0秒、東経133度23.461分0秒

点Cc 北緯33度25.331分0秒、東経133度23.545分0秒

点Cd 北緯33度25.240分0秒、東経133度23.520分0秒

点Da 北緯33度26.869分0秒、東経133度25.302分0秒

点Db 北緯33度26.828分0秒、東経133度25.180分0秒

点Dc 北緯33度26.962分0秒、東経133度25.136分0秒

点Dd 北緯33度26.981分0秒、東経133度25.233分0秒

点Ea 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.274分0秒

点Eb 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.274分0秒

点E c 北緯33度26.623分0秒、東経133度23.172分0秒

点Ed 北緯33度26.673分0秒、東経133度23.267分0秒

点Fa 北緯33度25.673分 0 秒、東経133度23.198分 0 秒

点Fb 北緯33度25.540分0秒、東経133度23.327分0秒

点Fc 北緯33度25.623分0秒、東経133度23.369分0秒

点Fd 北緯33度25.566分0秒、東経133度23.186分0秒

点Ga 北緯33度25.717分0秒、東経133度23.055分0秒

点Gb 北緯33度25.682分0秒、東経133度22.959分0秒

点G c 北緯33度25.779分0秒、東経133度22.901分0秒

点Gd 北緯33度25.807分0秒、東経133度23.011分0秒

点Ha 北緯33度25.715分0秒、東経133度22.864分0秒 点Hb 北緯33度25.664分0秒、東経133度22.739分0秒

点H c 北緯33度25.785分0秒、東経133度22.695分0秒

点Hd 北緯33度25.818分0秒、東経133度22.798分0秒

点 I a 北緯33度25.503分0秒、東経133度22.409分0秒 点 I b 北緯33度25.446分0秒、東経133度22.573分0秒

点 I c 北緯33度25.298分 0 秒、東経133度22.484分 0 秒

点 I d 北緯33度25.520分 0 秒、東経133度22.508分 0 秒

点 I a 北緯33度25.706分 0 秒、東経133度22.447分 0 秒

点 J b 北緯33度25.708分 0 秒、東経133度22.321分 0 秒

点 J c 北緯33度25.817分0秒、東経133度22.353分0秒

点 I d 北緯33度25.819分 0 秒、東経133度22.437分 0 秒

点Ka 北緯33度25.380分0秒、東経133度21.877分0秒

点Kb 北緯33度25,286分0秒、東経133度21,807分0秒

点Kc 北緯33度25.331分0秒、東経133度21.700分0秒

点Kd 北緯33度25.427分0秒、東経133度21.751分0秒

点La 北緯33度24.956分0秒、東経133度21.373分0秒

点Lb 北緯33度25.056分0秒、東経133度21.484分0秒

点Lc 北緯33度24.948分0秒、東経133度21.548分0秒

点Ld 北緯33度25.029分0秒、東経133度21.347分0秒

点Ma 北緯33度25.426分0秒、東経133度24.450分0秒

点Mb 北緯33度25.529分0秒、東経133度24.441分0秒

点Mc 北緯33度25.509分0秒、東経133度24.403分0秒

点Md 北緯33度25.455分0秒、東経133度24.517分0秒

点Aaから点Adまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Adと点Aaとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Baから点Bdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Bdと点Baとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Caから点Cdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Cdと点Caとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Daから点Da

dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Ddと点Daとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Eaから点Edまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Edと点Eaとを直線で結んだ線なび点Edと点Eaとを直線で結んだ線なび点Edと点Eaとを直線で結んだ線なび点Edと点Eaとを直線で結んだ線なび点Fdと点Faとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Gaから点Gdまでの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた海域、点Haから点Hdまでの各点を順次に直線で結んだ線とび点Hdと点Haとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Iaから点Idまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Idと点Iaとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Jaから点Jdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Jdと点Jaとを直線で結んだ線なび点Jdと点Jaとを直線で結んだ線なび点Kdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Kdまでの各点を順次に直線で結んだ線とび点Kaから点Kdまでの各点を順次に直線で結んだ線とが点Ldと点Laとを直線で結んだ線とび点Kdと点Kaとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点Laから点Ldまでの各点を順次に直線で結んだ線とび点Mdと点Maとを直線で結んだ線とび点Mdと点Maとを直線で結んだ線により囲まれた海域

# 才 操業区域 5

#### 点の位置

基点A 土佐清水市布県漁場基点第134号

基点B 基点Aから磁針方位186度38分の線上基点Aから1,000メートルの点

基点C 基点Dから磁針方位138度0分の線上基点Dから1,000メートルの点

基点D 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碆共同漁業権境界基点

基点AB、BC及びCDを結ぶ3直線並びに基点DA間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域